

第4回世羅町議会定例会会議録

令和3年12月8日

第3日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第4回世羅町議会定例会 (第3号)

令和4年12月8日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 議案第 69 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 70 号 地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 71 号 令和3年度世羅町一般会計補正予算 (第7号)
- 第 4 議案第 72 号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第 5 議案第 73 号 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算 (第2号)
- 第 6 議案第 74 号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第 7 議案第 75 号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第 8 議案第 76 号 令和3年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第 9 議案第 77 号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 石ヶ坪洋史	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 藤井博美	町民課長 山口徹
子育て支援課長 和泉秀宣	健康保険課長 宮崎満香
福祉課長 釣井勇壮	産業振興課長 大原幸浩
商工観光課長 前川弘樹	建設課長 福本宏道
上下水道課長 升行真路	せらにし支所長 山崎誠
教育長 松浦ゆう子	学校教育課長 脇田啓治
社会教育課長 萩田静香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 追林威宏
囑託書記 貞光有子	

午前9時00分 開 会

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第69号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） おはようございます。それでは議案集1ページをお開きください。

議案第69号

世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

世羅町国民健康保険条例（平成16年世羅町条例第101号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を変更するため、世羅町国民健康保険条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 69 号 世羅町国民健康保険条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 70 号 地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 3 ページをお開きください。

議案第 70 号

地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について町議会の

議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 現行における利率とこの条例改正によってどのような状況になるのか一定の説明はいただきましたが、一定額下がるんだろとはわかるんですが、この点についてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今回の改正でございます。まず1点目は名称の改正でございます。続いてもう1点目が利率等の扱いについてでございます。この利率の扱いにつきましては、今回の改正に伴って改まるものではございません。最低限が年の0.1%といった扱いとなる部分を謳わせていただくものでございます。現行の率でございますけれども、令和3年度におきましては、この特例基準割合が1.5%となっております。これは年により変動するものでございます。現行の計算の運用につきましては、納期限から2カ月を経過する日までは、7.3%または特例基準割合に1%を加えた利率のいずれか低いほうを用いるとなっておりますので、計算いたしますと、1.5%プラスの1%となりまして、2.5%が適用となっております。

納期限から2カ月を経過する翌日以降につきましては、14.6%または特例基準割合場合プラス7.3%のいずれか低いほうを用いるということになってございまして、現行では1.5%に7.3%加えた8.8%が適用されるという計算方法になってございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 70 号 地方税法の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 71 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 7 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 7 ページをお開きください。

議案第 71 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 7 号)

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算 (第 7 号) を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 3,071 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,667,945 千円とするものでございます。

歳入は、町税 39,462 千円、地方譲与税 48 千円、分担金及び負担金 12,451 千円、国庫支出金 238,640 千円、財産収入 6,215 千円、諸収入 5,295 千円、町債 24,900 千円を増額し、使用料及び手数料 37 千円、県支出金 275,903 千円、繰入金 48,000 千円を減額するものでございます。

歳出は、民生費 196,144 千円、衛生費 31,007 千円、商工費 363 千円、災害復旧費 132,599 千円、予備費 208 千円を増額し、議会費 1,241 千円、総務費

5,600千円、農林水産業費 297,392千円、土木費 10,378千円、消防費 26,701千円、教育費 7,864千円、公債費 8,074千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何点かお尋ねしたいと思いますが、最初に39ページの一般廃棄物処理事業継続支援金の支援の方法と言いますか、内容、400万円ということですが、この考えについて、どのような考えであるのかお尋ねします。

41ページ 強い農業担い手づくり総合支援交付金ということで、減額ですが、どのような経緯によってこのようになったのか。

その次の県営基幹水利施設補修事業負担金について内容をお尋ねします。

それから43ページになりますが、これは金額は48,000円ということですが、森林経営管理事業ということで、これに該当するかどうかわかりませんが、やはり今後の対応が強化される必要があるんじゃないかと思うんですが、そういう点では今後の考え方を併せてお尋ねします。

それから49ページ消防事務に関して、1735万7000円の減になっておりますが、どういう理由か、お尋ねをします。

それから最後に59ページ、災害復旧に関して、農災については予算より400万余りですか、増ということですが、全体での今年度の災害復旧についてどのような状況になると考えておられるのか。町道については長期にわたって交通止めがされておる区間があるというように思うんですが、これらもできるだけ早く開通をする必要があるというように思うんですが、十分に調査をしておりませんが、重要な路線等についてはですね、応急的な工事をしてでも、十分に注意はしてもらわないけんなんですが、通行可能にする必要があるというように思うんですが、これらについてお尋ねします。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） それでは町民課のほうから 39 ページ 清掃費 一般廃棄物処理事業継続支援金についてご説明させていただきます。この事業につきましても、先般の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、私どもの説明のわかりにくい点も、不足の点もあったというふうに思っております。お詫び申し上げ、改めて説明させていただきたいと思っております。

まず目的でございますが、新型コロナウイルス感染症におきましては、約 2 年間ですね、そしてまた今でも感染危機の中で町民の皆様なり、事業の皆様はですね、それぞれ感染防止の対策を行いながら生活をされているということをご承知のことと。そのような中でですね、一般廃棄物収集運搬事業におきましては、日々の生活や経済活動によって変わりなく発生してくるごみやし尿など、そういった廃棄物を継続して収集をしていただいているところでございます。このことについてはですね、廃棄物を扱う担当課といたしましては敬意を表するところでございます。

現在コロナウイルスはですね、日本においては多少収束しているような感もございますが、新たな変異株、オミクロン株も世界では広がりを見せており、またいつですね、第 6 波が来るかもわからないという状況でございます。その中で日常生活から出続ける廃棄物、これを確実に収集していただくことはですね、非常に重要であり、止めることができない業務というふうに考えております。まさにこれはですね、医療・福祉と共に同様にエッセンシャルワーカーであるということも言うまでもないと考えておるところでございます。また一般廃棄物の処理につきましては市町村が行うということで廃棄物の法律に定められております。むずかしい場合は委託許可で行っていただいているということであるということも申し添えておきます。

ひとつの感染がですね、事業所内で拡大してですね、それがクラスターにつながる。そしてそれが事業が止まり収集がストップするという、そういったことはですね、絶対避けなければならないというふうに考えております。100%の感染防止はですね、できないということもあるかもしれませんが、感染リスクを抑え、一般廃棄物の収集運搬業務を止めることなく継続していただくことを目的としてですね、最大限の感染防止を行っていただくということに對してですね、支援金で支援するものでございます。

次に内容でございますが、支援対象は世羅町許可の一般廃棄物収集運搬事業者でございます。支援金の額は均等割として、1事業者当たり10万円、6事業者対象で60万円。併せまして、事業料割として令和2年度、1年間にかかって廃棄物の処分費の10%を見込みまして340万。合計400万円を支援額として見込んでおります。以上ですね、コロナウイルス感染によってですね、業務が止まって町にごみなどの廃棄物がですね、あふれるということがないように、しっかり支援をしてまいりたいということで提案させていただいたものでございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） それでは私のほうからはまず41ページ 負担金、補助及び交付金の中にあります強い農業・担い手づくり総合支援交付金について説明をいたします。この事業につきましては、事業主体がJAとなっております。そしてJAのほうで要望を行い、申請を行う予定でございましたが、要望を行った際、申請条件に不備があったために今回見合わせるということでございました。補助金についても国から町を通して事業主体のほうに払うというものでございまして、町の財源ではないというものでございます。

続いて、県営基幹水利施設補修事業負担金、これにつきましては、広島中部台地土地改良施設管理組合、いわゆる目谷ダムの揚水機場のポンプが故障したことに伴いまして、県営事業として補修を行われますので、これに対する負担金でございます。

次に43ページの委託料、森林経営管理事業でございますが、これにつきましては、森林環境譲与税、この税金が増額でいただけることになりましたので、管理事業のほうへそのまま回すということでございます。今後の考え方につきましても、この森林経営管理事業、これは森林経営譲与税を活用して進めてまいりたいと、このように考えております。

59ページ、災害復旧の工事費でございますが、これにつきましては、今年度農地に係るもの、これが14件、施設に係るものが2件ございまして、これを現在、もう1件査定、本日も査定を受けておりますので、この査定が終了した後に増嵩申請を行い工事発注を行うということでございますので、これに伴いま

して今回の補正を挙げたものでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは 49 ページ 9 款 1 項 2 目消防施設費の中の、消防事務の委託料についてお答えいたします。今回補正をさせていただきます 1735 万 7000 円の減額の内、令和 3 年度、今年度での見込み額といたしまして、職員給与費で 485 万 8000 円を減額させていただきます。またそれと併せて残りの 1249 万 9000 円が前年度の精算として減額をさせていただくものでございます。主な要因は、いずれも職員給与費でございます。毎年 3 億 5000 万円余りの委託料が発生しておりますけれども、それを精算させていただくというものでございます。その内、約 9 割を人件費が占めております。そういったことで職員給与費での減額が生じたというところでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは 59 ページ 公共土木施設災害復旧費の工事請負費についてご説明申し上げます。災害復旧工事につきましては、7 月、8 月豪雨の被災後、ただちに測量設計業務に着手いたしまして、現在までに測量設計業務が概ね完了し、このたび 8370 万円、現在までで設計があがっているものについて最大限計上させていただき、早期復旧に努めているところでございます。

通行止めの路線でございますが、現在町内に 2 路線ございまして、この内、町道大休池田線につきましては一定の交通量のある重要な路線であることは認識しておりますが、路面下の大型函渠の損傷によりまして陥没の恐れがあることから現在通行止めとしております。民家も隣接しており、用地の制約もあることなどから仮設道等の設置は困難な状況でございますので、1 日も早い本復旧に向けてですね、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） 矢山議員よろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○議長（米重典子） そのほかに。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 私のほうから 39 ページ、先程同様のところでございますが、一般廃棄物収集運搬事業継続支援金、先程課長、内容の説明をされたんですね。内容の。私のほうからはこの事業に対して期待される効果。その効果によって住民福祉サービスの向上の上から町民に対してどのような恩恵があるのか、わかりやすく、丁寧に答弁を求めます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。事業の効果、また町民へですね、サービスの点ということのご質問でございますが、先程内容説明、目的等も随分含めさせていただきまして、その中へ重なっている点もあるかと思いますが、まず効果といたしましては、なかなか見えにくいものではないかと思いますが、と言いますのが、廃棄物の収集運搬処理に関わる業務と言いますのは常日頃当然のように行われているものでございます。これがですね、コロナウイルスによる事業者様の感染等が起こりますと、当然事業の縮小なり、場合によってはその事業者様の事業ができないというようなことが起こると考えられます。そういったことを考えていただきますと、まずごみ、し尿、そういった廃棄物ですね、収集ができないところを想像していただきたいと思います。そうしますと当然、ごみというのは溜まってきます。家庭に溜まるか、ステーションに溜まることもありますし、お店に溜まることもあります。し尿におきましてはあふれるというようなことも起きるかもしれない。そこを止めていきたいということが事業の効果でございます。やはりですね、事前に防止していただいて、感染対策をしっかり取っていただく中で、この事業を止めないと。止まらないように行っていただく。そういった支援を少しでもしていきたいということが、もしその反対を考えたときの大きな効果ではないかというふうに考えております。ですから町民の皆様へのサービス事業と言いますのは本来、ごみ収集を通常どおり問題なく行っていけることが、続けていくことがですね、大きなサービスを続けていくということに繋がってくるというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 歳入のほうで17ページに道路橋りょう費整備事業の8690万円の減額、これに伴いまして歳出のほうで道路新設改良費、ここの中で該当すると思われませんが、これがどこの路線で、どのような状況で減額されたのか。そしてまた、19ページの不動産売り払い収入、これがどの地域のどの財産を売り払いをされたのか。

次にせら県民公園の管理業務の委託について400万の増額補正がありますが、

○議長（米重典子） ページ数をお願いします。

○10番（久保正道） 43ページ これはどのような内容で増額をされるのか。その点をお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは17ページ道路橋りょう費補助金の減額、また関連します歳出の減額についてご説明申し上げます。

このたびの補正、減額につきましては、国の交付金の決定額の減額に伴うものの減額でございます。路線としましては、補助事業で行っております町道小草樫の木線、それから町道重永本線が該当する路線となります。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは19ページ不動産売り払い収入につきまして、場所、物件の内容でございます。場所につきましては、大字青近、伊尾にまたがります旧国営のホテクラ団地の20万平米超の土地、山林、保安林を売却したものでございます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは私からは43ページのせら県民公園管理業務の400万についてご説明申し上げます。これは施設内にあります浄水施

設の中空糸膜、要はフィルターの交換でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 6番。それでは私のほうから25ページの企画費の報償費34万6000円の減額理由とですね、27ページ 会計年度任用職員の報酬費の増額と時間外手当の増額、これの要因を教えてくださいのと、31ページ障害者福祉費の扶助費の増額理由とですね、小中学校費のほうの会計年度任用職員の報酬の減額要因を教えてください。ページ数で言いますと、51ページ、53ページ。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは25ページ企画費の報償費、謝金のところの減でございますけれども、これは総合戦略の関係でですね、効果検証ということで、住民ワーキングを行っておるところでございますけれども、コロナ禍ということで今回は集まっていたいてワーキングという形が持てませんでした。このたびは書面という形です、内容を書類という形でそれぞれのワーキングのメンバーの方へ送って審議をいただいたということで、その分の謝金が減額になったということでございます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 私からは27ページの報酬費、会計年度任用職員の78万5000円のまず増額についてご説明いたします。かねてからですね、長期休業しておりました職員がおりましたけれども、出て来てくれるものと思っておりましたが、未だ出て来られない状況である1名と、それから新たに病休者が出まして、2名分で、1月から3月の3カ月分ということで計算をしております。

それから時間外手当でございますが、ご承知のとおり1月から申告準備が始まりまして、2月、3月は税務課の職員もほとんど窓口には残せない状態で申告業務に当たってまいります。申告を受けるにあたり、通常の担当業務がどう

してもできない状況がございまして、その分を時間外でお願いしているということで 66 万円増額補正をお願いしております。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは私のほうからは 31 ページ 障害者福祉費の扶助費についてご説明申し上げます。まず補装具費の支給扶助でございます。当初見込みよりですね、車椅子の購入、また電動車椅子の修理が今後出てくるという見込みでありますので、増額をしております。

続きまして、日常生活用具給付扶助でございますが、こちらもですね、当初見込んでいなかった特殊寝台等の高額な申請が予定されていることから増額をしております。

続きまして、自立支援給付扶助でございます。こちらにつきましては、年度途中で下半期に向けての状況を確認する中で、利用者が上半期について増えている傾向にありますので、そちらについて約 3400 万円の増を見込んでおります。それからしばらく報酬改定が今年度ありましたので、そちらの増額が約 800 万円となっております。最後に障害児給付費でございますが、こちらも利用者の増によりまして増額をさせていただいております。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 私のほうからは、51 ページ並びに 53 ページの小学校費、中学校費の会計年度任用職員の減額分についてでございますが、当初予定していた人数よりもなかなか人員の確保がむずかしく、年度当初から配置できなかったという状況もあり、その分について減額をさせていただいているものでございます。

○6 番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） 先程の説明、配置できなかったということで学校運営のほうは支障はないんでしょうか。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 議員ご心配いただいておりますとおり、人員確保がなかなかできなければ、学校のほうにも何らかの支障が生じる可能性がございますが、現在のところ特別支援学級のほうに教育補助員を9名、介助員のほうを11名、計20名配置し、それぞれの学校のほうで運用をしていただいている状況でございます。学校のほうからは特に支障があるという話は聞いておりません。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 7ページ 債務負担行為の中の防災行政無線戸別受信機設置管理業務委託費というのがありますが、これについての内容を教えていただきたいのと、21ページで自治センターの整備事業、これは歳入のほうのページになってますけど、これ負担が減ってますよね。自治センターのほうの900万。これについての内容を教えてください。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 7ページ債務負担行為についてご質問をいただきました。上から2行目、防災行政無線戸別受信機設置管理業務委託200万円でございます。この業務につきましては、防災無線等を各家庭に設置させていただいておりますけれども、そこでの不具合等が発生した場合に対応していただく業務委託契約を結ぶものでございます。不具合があった場合に即対応を行うため、4月1日年度当初からの対応に備えるため、こちらへ債務負担行為を計上させていただいているものでございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは25ページ、自治センター費の委託料設計業務並びに工事請負費、それぞれの減額の理由についてご説明申し上げます。これらはいずれも山福田自治センター整備にかかるものでございますけれども、入札によりまして執行額が減額となりました。それに伴いまして設計業務400万円の減、並びに工事請負費500万円減という補正をするものでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）先程の行政無線の件ですけども、これは負担はすべてこちら側が、町側がするということなんでしょうか。非常に最初から故障率が非常に高かったというふうに感じておりますけれども、その辺すべて故障した場合に負担をされているのでしょうか。お聞きします。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）お答えいたします。戸別の受信機についての不具合につきましては、本町におきます在庫、在庫と言いますか、ストックしている機械等がございますので、そちらで速やかに対応させていただいております。通信機器等の設備でですね、不具合が生じた場合に備え、対応をしているものでございます。

○議長（米重典子）ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時）議長。

○議長（米重典子）1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時）私のほうからは歳入12ページお願いします。ちょっとおもしろい現象が出ているなというところがあるんですが、ここ4、5年は1億程度あった町のたばこ税、今禁煙の方も多いのでだんだん減ってきて9000万、8000万、7000万となっている中、なんと1000万もここで増えていると。これはたぶん私の予想ですが、1億いくら使ったペイペイの効果がここにきてひとつは増えたのかなと。1億円以上配ってますからね、その効果がひとつ出たのか、それはわかりませんからお伺いします。

併せて個人法人税、ここも3000万、1000万と増額になっております。このことについて。

続きまして、49ページ、これは先程も同量議員が質疑しましたけれども、内訳として総務課長のほうから従業員の減額ということで、これは先の全協でもまた新聞報道でも皆さんご存じのように職員の不祥事があり、世羅に勤務されてる方のやめられたということですかね。そういった方の減額で世羅に配置されてる方がいなくなった。ただいなくなったからといって減額したら、世羅三

原との按分、そうした中で世羅町分のあれはもうなしですよということだけなんです。新たなそれに対しての人員補充とかいったものはないという、そのままの減だけということなのか。その3点についてお伺いいたします。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 私からは13ページ、町税についてのご質疑にお答えいたします。

まず上から個人住民税及び法人税についての増額でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続くと見込みまして、前年比95.6%の当初予算を計上しておりましたが、想定よりは所得的に影響がなかったということでこれだけ増額をしております。法人税につきましても税率が9.7%から6%に減額するということでの当初予算の計上、前年比74.9%で計上しておりましたけれども、製造業、建設業など減少した事業所もある中、逆に受注量が増加したような法人もありまして、結局、このたびの1000万の増額補正をお願いしております。

たばこ税の1000万でございますが、議員おっしゃいましたように、ペイペイによるまとめ買い、及びまた10月にたばこの税率が上がったことにもよりますけれども、元々は健康志向により禁煙者が増えて消費量が減るということで減額で当初計上しておりましたけれども、こちらは前年比98%で計上しておりましたけれども、おっしゃいましたように、ペイペイによるものでございます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは49ページ2目消防施設費の消防事務委託についてご説明させていただきます。先程ご説明させていただきましたとおり、要因といたしましては職員給与費の減という要因でございます。内訳につきましては、前年度の精算といたしまして1249万9000円。そして本年度分といたしまして、485万8000円でございます。この消防事務委託につきましては、翌年度での精算ということを行ってございます。今回お諮りしておりますこの補正の額につきまして、昨年度において人事異動等がございました。ま

た人勸によりまして0.1カ月の期末手当の減といった要因、制度的なものをここに反映させていただいているものでございます。

○議長（米重典子） よろしいですか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、たばこ税は私も思っていたとおりのペイペイ支援策で、こういった増えることって普通考えられませんからね。しかしながら先程の個人法人税、ここの歳入に関しても、税務課長の話しでは予想しておったよりも落ちてなかった。ここに対する支援の影響があったのか。コロナの今の支援策として、これあったのか。ここの3000万というのは、全く関係なしで、ほんとに予想していた分だけで、こんだけ減った、思ったよりも減り率が少なかったと。通常通りだったというのか。やはりそういった町の施策がこれに反映されて出たものなのかというのはわかりますか。全くそれは関係なかった。支援策はたばこにだけヒットしたということですか。全体への相乗効果はなかったということですね。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。令和3年度の結果が出てまいりますのは、令和4年度の2月、3月の申告によって数字的に表れてくるものと思いますけれども、今すぐ反映しているものは、このたばこ税についてのみはっきり数字が出ているものと考えております。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 私もたくさん付箋を付けておったんですが、だんだんと取れまして、今、3つ残っておりますので、お伺いしたいと、

33ページの子育て世帯への臨時特別給付金1億500万、これは今、政府がですね、この18歳未満の子どもさんへの支援と、このお金でございまして。その審議の中で事務費が900億円超える、100万ちょっと下がるくらいかかるようなお話しがございました。その中でこの、ここに計上されている給付金を交付するための事務費も計上されております。これらは大丈夫なんでしょうか。き

ちっと行き届くんでしょうかという質問でございます。

次に 53 ページ、教育振興費費の扶助費のことでございます。これは当初の予算でお伺いしたときに、要保護及び準要保護児童就学援助費、この件ですね、148 名を 122 名にしてマイナス 150 万円下がりましたと。今の現計が計上されておりまして、今回補正で 267 万 6000 円アップするという話がございました。当初予算で 160 万円下げて今回 267 万 6000 円アップするという、この考え方、それと児童生徒の変化、この辺をお伺いしたいと思います。

同じくその下にございます特別支援教育就学奨励費 17 名を 22 名ということで聞いてもらったわけなんです、それが更に 42 万 9000 円増えるということで、どのような学校での必要性が生じたのかお伺いしたいと思います。

また 1 ページ戻って 51 ページ、先程小学校、中学校の会計年度任用職員の報酬費が減額された。ここでご答弁いただいておりますけれども、人員確保ができなかった。じゃが、学校授業には支障はなかったと。このようなご答弁でございました。しかし私が 3 月、6 月一般質問で、G I G A スクール構想、または特別支援学級の話をしたときに、教育長は常にこの任用職員で体制は万全に整えていると。特別支援教育の支援に対して、問題は起こりませんと。このように言われたことを覚えております。今回補正でまた 1000 万近いものが減額されておると。人が集まらなかったと。学校現場からは聞いてないと。これではですね、私が一般質問でご質問したときに大丈夫だと言われたんですよ。蓋をあけたら、人は手当てしなくても何とかなりました。これではですね、我々が一般質問で問い質していただいた回答がですね、それは関係なしになんとかありますよと。これでは執行の体制が疑われると思います。その辺をお伺いいたします。

○子育て支援課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和泉秀宣） それでは私から子育て世代の臨時特別給付金につきまして、行き届くのかというふうなご質疑をいただきましたので、その点についてお答えをさせていただきたいと思っております。先般の全員協議会でこの給付金の支給事業につきましての概要等についてはご説明をさせていただいているところでありまして、少し重複する部分もあろうかと思っておりますが、説明を

させていただきたいと思います。

まずこの臨時特別給付金につきましては11月19日の閣議決定により、0歳から高校3年生までの子ども達に1人10万円相当の給付を行うと。具体的には子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給するという、この閣議決定がなされており、残りの5万円についてはまだ具体的なものは示されておりませんが、この先行して支給する5万円につきましては国の予備費からその予算を充用して支出するというふうなことで現在事務に取り掛かっているところでございます。

したがって、この先行給付の5万円につきましては、支給対象者が区分がされており、9月の児童手当の受給者につきましては児童手当の支給データを用いて給付をするというものでございますので、これについては年内の給付というのをめざして現在、事務を進めているところでございます。残りの対象者につきましては、申請が必要ということでございますので、申請があり次第支給をするということになってまいります。したがって、今回の補正で提案させていただいております給付金につきましては事務に支障なく支給ができるものというふうに考えているところでございます。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 私のほうからまず質問いただいた順番にお答えさせていただきますが、53ページの要保護、準要保護児童就学援助費の増額についてでございますが、人数の算出につきましては前年の収入を基に算出をしていくということになりますが、年度当初見込んでいたところではその前年よりも人数が減るだろうという見込みではございました。しかしやはりコロナの影響等もあったのか、特に新1年生のところにつきまして人数が大幅に増えてしまったというところで、併せて年度当初122名で見込んでいたところが、145名分ということになったということでございます。また、その下にあります特別支援教育就学奨励費につきましても、予算要求をしていく段階ではですね、まだ特別支援教育指導委員会での審議が終了してない児童生徒も含まれますことから、それらの入級も予測しながら人数を立てていったところではございますが、最終的に9名増加、年度当初よりも9名増加して31名分というこ

とで予算要求を補正予算のほうを今回挙げさせていただいているという状況でございます。

またページは戻りますが、51ページの先程の会計年度任用職員の件につきましてですが、私の答弁がことば足らずな面があったかもしれませんが、当然会計年度任用職員が配置できてなかった期間については、学校のほうも何らかのやりくりをしてもらいながら、学校のほうで運用をしてもらっていた状況もありますので、全く支障がなかったということではございません。当然、配置すべきところへ配置できていなかったわけですので、その期間については学校のほうで何とか工面をしながら、県の加配教員等も活用しながらですね、何とか乗り切らせていただいていたというところではございます。当然、議員もおっしゃられたようにですね、もともと必要だから要求した予算、人数でございましたので、それを確保する部分に努めていくということは今後も継続していきたいというふうに、来年度以降も考えているところでございます。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） この件にほんとに学校につきましてはですね、予定しておりました人数の確保が遅れてしまったということで、ほんとに申し訳なく思っております。ただ、人の不足というところは県内全域、全国的に今、そのような現象があふれているところでございます。本町におきましても、県費の負担職員の、たとえば産休でありますとか、あるいは病休でありますとか、病休の延長の休職でありますとか、そういう県費の職員のところの人数不足への対応、併せて会計年度任用職員の不足というふうなところで、本当に捜し歩いてお願いをして、無理をお願いをして、来ていただくというふうなところで、ちょっと内々の苦勞を出すということもいかがかなものかというふうに思いますが、非常に人が不足しているということをご承知いただきたいというふうに思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この議案第71号に対して修正の動議を提出いたします。

○議長（米重典子） それではその内容について説明を。

▼【「賛成」の声あり】

賛成者がいらっしゃいました。

7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） はい、議長。それでは議案第71号、令和3年度世羅町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議

○議長（米重典子） 藤井議員、申し訳ないです。まず自席で内容の説明をお願いします。動議の内容についての説明をまずお願いします。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいま、令和3年度の一般会計補正予算、ページで38ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目清掃費、内容としては、一般廃棄物処理事業継続支援事業の修正を求めるものでございます。

○議長（米重典子） ただいま、7番 藤井 照憲議員から、議案第71号 令和3年度 世羅町一般会計補正予算（第7号）の修正に関する動議が提出されました。

本動議は、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議と認められますので成立いたしました。

ここで、「暫時休憩」といたします。

.....

休 憩 10時33分

再 開 10時50分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど成立した動議について、本案に対しては7番 藤井 照憲議員ほか7名からお手元に配布した修正の動議が提出されています。したがって、これを

本案と併せて議題とします。

修正案提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第71号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議を提出するものでございます。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び世羅町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出するものでございます。

令和3年12月8日 提出

世羅町議会議長 米重 典子 様

発議者	世羅町議会議員	藤井	照憲
賛成者	同 上	高橋	公時
賛成者	同 上	上羽場	幸男
賛成者	同 上	上本	剛
賛成者	同 上	向谷	伸二
賛成者	同 上	田原	賢司
賛成者	同 上	徳光	義昭
賛成者	同 上	山田	睦浩

提案理由を申し上げます。

一般廃棄物処理事業は、町民の生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、廃棄物の処理においても安定的に業務を継続することが求められておりますが、このことがコロナ禍における事業継続のための支援を受ける理由になるとは考えにくいためでございます。先程のご説明にもございましたが、町民は全体で町を挙げてコロナ対策に取り組み、感染拡大に精一杯努力しているのが現状でございます。こういった折に一般廃棄物処理事業継続支援事業については、修正を加える必要を強く感じたものでございます。事前の予

防対策、これは各人が先程申し上げたように、町民が挙げて取り組んでいる課題でございます。それでは修正案の詳細についてご説明申し上げます。

議案第 71 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正案でございます。

議案第 71 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）の一部を次のように修正します。

第 1 条中「3,071 千円を追加し」を「929 千円を減額し」に、「11,667,945 千円」を「11,663,945 千円」に改めるものでございます。

第 1 表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものでございます。

歳入、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、補正前の額 1,214,243 千円、補正額 234,640 千円、計 1,448,883 千円にするものでございます。

2 項国庫補助金の内訳でございます。補正前の額 369,344 千円、補正額 129,921 千円を 125,921 千円に改めるものでございます。計といたしましては、499,265 千円を、495,265 千円に改めるものでございます。

歳入合計でございます。補正前の額は 11,664,874 千円でございます。補正額 3,071 千円をマイナスの 929 千円に改めるものでございます。計といたしまして、11,667,945 千円を、11,663,945 千円に改めるものでございます。

続いて歳出をご説明いたします。4 款衛生費、補正前の額 1,960,724 千円、補正額 27,007 千円、計 1,987,731 千円でございます。

1 項保健衛生費、補正前の額 1,960,724 千円、補正額元が 31,007 千円、これを 27,007 千円に修正するものでございます。合計は 1,991,731 千円を 1,987,731 千円に改めるものでございます。

歳出合計は補正前の額 116,664,874 千円、補正額は前の額が 3,071 千円をマイナスの 929 千円に改めるものでございます。合計といたしましては、11,667,945 千円を 11,663,945 千円に改めるものでございます。

続いて事項別明細書についてご説明をいたします。

総括、歳入 15 款 国庫支出金補正前の額、1,214,243 千円、補正額は 238,640 千円を 234,640 千円に改めるものでございます。計といたしましては、1,452,883 千円を 1,448,883 千円に改めるものでございます。

歳入合計といたしましては、11,664,874 千円を補正額として 3,071 千円をマ

イナスの 929 千円に改め、合計は 11,667,945 千円を 11,653,945 千円に改めるものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。4 款 衛生費、補正前の額 1,960,724 千円、補正額 31,007 千円を 27,007 千円に修正するものでございます。合計は 1,991,731 千円を 1,987,731 千円に改めるものでございます。補正額の財源内訳でございます。特定財源の内、国庫支出金 30,600 千円を 26,600 千円に改めるものでございます。一般財源 407 千円は変わりません。

歳出合計でございます。11,664,874 千円を補正額 3,071 千円をマイナス 929 千円に改め、合計 11,667,945 千円を 11,663,945 千円に改めるものでございます。補正額の財源内訳でございます。特定財源の内、国庫支出金はマイナスの 44,475 千円をマイナス 48,475 千円に改め、地方債、その他、一般財源は計上どおりでございます。

次に歳入に内訳でございます。15 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、1 目 総務費国庫補助金 194,115 千円、補正額 26,129 千円を 22,129 千円に改め、合計は 220,244 千円を 216,244 千円に改めるものでございます。節の内訳でございます。1 総務管理費補助金、金額 26,129 千円を 22,129 千円に改めるものでございます。説明と致しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 26,129 千円を 22,129 千円に改めるものでございます。

続きまして歳出の説明をいたします。4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、4 目 清掃費、補正前の額 264,039 千円、補正額 4,000 千円、これを 0 円とするものでございます。合計 268,039 千円を 264,039 千円に改めるものでございます。補正額の財源内訳といたしましては、国庫支出金 4,000 千円を 0 円とするものでございます。続いて説明欄でございます。清掃費 4,000 千円を 0 円とするものでございます。その内、負担金、補助金及び交付金 4,000 千円を 0 円とするものでございます。

以上で議案第 71 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議の説明でございます。

○議長（米重典子） 以上で、修正案に関する提案理由の説明を終わります。

これより修正案に関する質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番、提案理由についてコロナに全町民が挙げて取り組んでいるという認識については、私もそういう状況については理解をしますが、この一般廃棄物処理事業継続支援金についてはですね、特にいろんな角度から地方創生臨時交付金を使って対応するというので、これだけが必要だということではありませんが、多くの施策を展開をする中で、この問題について400万円を0にするという理由が違わないと言っても町の不可欠な事業を委託をしてやっていただいているという点から考えればですね、非常に一方的過ぎるのではないかとこのように思いますが、その点についてお尋ねします。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 4番矢山議員からの質問にお答え致します。議員もおっしゃられるように、この町民全体で取り組んでいるわけですから、この事業所だけではない。これはおっしゃるとおりでございます。続いて一般廃棄物、この一般廃棄物はですね、家庭から出るごみ、家庭ごみ、それから同じく事業所から出るごみ、これらを合わせて一般廃棄物、通称そういうわけです。一般廃棄物の中の産業廃棄物、これらは当然除かれるべきものと考えております。そこで一般廃棄物の中で家庭ごみ、これについては今回の支援事業の継続の対象にはなっていません。対象になっているのは事業所ごみでございます。事業所ごみ、これらについては事業所と運搬業者、これらが契約によって事業を進めております。個々の行政も事業所ごみという対象ではございますけれども、基本的には民と民の契約の中でこの事業所ごみは適正に排出されているわけでございます。したがってこの事業所ごみは民間契約の中で行われる原則の中へ、新たにこうした地方の創生臨時交付金という公的資金を投入して支援する、これらはなじまないものだと、このように考えている次第でございます。以上で回答にさせていただきたいと思っております。

○議長（米重典子） その他に質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

○議長（米重典子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）
の 修正案及び議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）
の討論を併せて行います。

討論の順序は、最初に「原案賛成者」、次に「原案及び修正案反対者」、次に「原案賛成者」、次に「修正案賛成者」の順に行います。

討論に入ります。討論はありませんか。

○ 4 番（矢山 武）（挙 手）

○ 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。原案賛成者でよろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○ 4 番（矢山 武） それではただいま修正案が出され、審議に入っておるわけですが討論を一般会計補正予算に賛成、そして修正についていくつかの問題点を申し上げて反対討論を行いたいと思います。

○ 議長（米重典子） 原案賛成でお願いします。

○ 4 番（矢山 武） 原案賛成で討論を行います。

昨日も農業に関して発言をいたしました。米価については、この 2 年余りで 30% 近く値下がりをしております。来年は 7 年前の水準まで 60 キロで 1 万 1000 円に下がるのではないかとされる厳しい米作の状況。この中でも輸入については 77 万トンの輸入を続け、6 割が飼料米になっている状況にあります。国民の命と暮らしを守るコロナ対策の充実を繰り返し私は求めてまいりました。

農業についても、国の補正予算が決まればとかいうことも町長は答弁されておりましたが、今の現状をきちんと認識をすればこれで農業が続けられるという認識があるかもしれませんが、資材はどんどん上がる中で 1 万円を下回るというようなことになれば、経営規模を一定に拡大をした農家も撤退をせざるを得ないという状況になろうとしております。概算の支払も今年すでに 1 万円を下回る品種もある状況であります。こうした農村にあって農業の厳しい状況、こうした中で、早急に所得の下落にふさわしいような対応はできませんが、自治体として可能な限りの対応を早期にする具体化をする必要があると考える中で、今回のこの対応、非常に 400 万円を 0 にするというところで、考え方は先

程、家庭ごみは対象になってないとか、いろんな点を述べられましたが、私はこうした町民の暮らしを守る町政をしていく上で、非常に重要なこのごみの収集という事業に対して、全体で400万円の継続で頑張ってくださいと人々の支援をするということは諸手を挙げて賛成ということではないですが、必要な施策であるというように考えるところであります。農業の状況を申し上げましたが、具体的にはある自治体ではお米券を自治体が配布をして、その券をひとり親世帯に配付するなどの取り組みもされておりますし、アメリカはこうした過剰農産物を困窮者に届けるということもやっております。基本的には国の対応が求められるところでありますが、私はこうした中で自治体として予算全体の枠をみながらごみ収集業者にとっても感染の危険性がある中で、頑張っておられ、一部はそうした労働者のほうにも影響が及ぶのではないかとということも期待して、こうした施策実施をすべきであると考えているところであります。

そうした中で、ごみ収集の運営がきちんと行われるということは町行政の大事な仕事であるということをお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（米重典子） 次に原案及び修正案反対者の討論を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

では次に原案賛成者の討論を許します。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 原案に賛成する立場でしていきます。

私は町の予算の提案理由を述べられた内容も理解をしておりますし、コロナの状況では世羅町において10月末までに69例の感染者がおられ、その中で従事しておられる一般廃棄物の収集業者、収集をされる従業員の方、これらの方々が、感染リスクを負いながら毎日収集をされておるわけでありまして。この方達の日常生活では衛生管理、リスク回避をするための衛生管理、それに対する衛生の費用、そしてまた防疫体制、感染を受けない防疫をするための費用、そういったものが日々費用がかかっていると推察するわけでありまして。そうした中で、この執行者が提案されている原案400万円については、日常の我々のごみの排出に支障がない対策を取っていただいております方々への対応とし

て必要不可欠であると認識をし、原案に賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） 次に修正案賛成者の討論を許します。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 令和3年度一般会計補正予算修正案に賛成の討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連した対策事業として補正予算に提案された一般廃棄物処理事業継続支援事業は住民の日常生活に必要な不可欠である一般廃棄物収集運搬事業を安定的に継続するため支援金による支援を行うものであるという趣旨でありました。しかし関連した対策事業ではありますが、実際に事業実績が大幅に減少しているといったことではなく、今後もコロナウイルスが感染拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたときにおいても継続して事業を実施しなければならないというリスクに対する支援金だという内容であります。しかし、そうしたリスクを抱えながらも同じように継続している事業者はほかにもございます。一般廃棄物収集運搬事業者に限った継続支援事業にすべきでないと考えます。今すべき対策は、新型コロナウイルス感染拡大により事業実績が急激に落ち込んだり、更に国・県支援金の給付を受けても事業継続が困難である事業者に対して支援を講ずるのが優先であると思います。この新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の使途について、修正案の提案理由にもございますように、まず経済的な支援給付が必要であるかどうかしっかりと見極め、実行されるべきと考え、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第71号 令和3年度 世羅町一般会計補正予算（第7号）については、「修正案のとおり決定する」ことに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）は 修正案のとおり修正することに決定されました。

次に、議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）の修正部分を除く原案について、採決を行います。

議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）の修正部分を除く原案に決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 71 号 令和 3 年度 世羅町一般会計補正予算（第 7 号）の 修正部分を除く原案 は、可決されました。

日程第 4 議案第 72 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 8 ページをお開きください。

議案第 72 号

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 592 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,787,980 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 1,564 千円、国庫支出金 6 千円を増額し、繰入金 2,162 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 59 千円、諸支出金 6,012 千円を増額し、予備費 6,663 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 国保については予算、補正のたびに、住民負担を軽減をするという立場で質問をしてまいりましたが、何点かお尋ねしたいと思います。税が自治体で運営をされてないということで運営の状況が詳しく把握しておりませんが、医療費が伸びれば自動的に増えるという、この仕組みの中で、税を統一をするという昨日の一般質問でも答弁されましたがね、こういう形でどんどん進んでおる県は全国でもそうよけないはず。一見みれば負担が統一されれば、

○議長（米重典子） 矢山議員恐れ入りますが、補正予算の具体的な質問項目を挙げていただきたいと思えます。

○4番（矢山 武） はい。治療が増えただけで

○議長（米重典子） ページ数を。

○4番（矢山 武） 後期高齢者の 12 ページについてお尋ねします。

○議長（米重典子） 12 ページですね。

○4番（矢山 武） はい。加入者が負担をする、治療による負担だけではなく、税はどんどん上がっていく。

○議長（米重典子） ここは財源更正なんです。

○4番（矢山 武） 所得が増えていく中で負担が増えるというのではなくて、所得は減っても負担は増えるという状況になっております。

ここで約 1 億円の後期高齢者支援金ということで繰入金を減らして、その繰入金を増やして、一般財源を減らすということですが、これらも仕組みについてこれまで申し上げてきましたが、この高齢者への支援分が医療費が伸びなくても負担割合が上がって高くなっていくということをこれまでも申し上げてきましたが、その点について見込みはどのようになっておるのか、お尋ねしま

す。

○議長（米重典子） 矢山議員、今のは補正予算のところの質疑にはあてはまらないかなと思います。

▼【矢山議員：「これまで繰り返し同じ質問して聞いてもらっていますから。」】

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。一般被保険者後期高齢者支援金分でございます。今回、財源更正をさせていただきましたが、この納付金の額というのは前年度に決定をされており、保険税と一般会計繰入金などを財源として納付をしてきております。この額の決定につきましては後期高齢者の制度を支援するという形になっておりますので、後期高齢者医療費の状況に応じて国のほうで算出をされ、納付金として納付をしていくものとなっております。年度内に額の変更のほうはされませんので、財源として繰入れております一般会計繰入金、こちらが確定をしたことから、納付額を超えて繰入となる場合には、納付金の財源として充て、今回のように繰入金が納付額に満たない場合は繰越金などの予備費を充てて充当をさせていただいているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 72 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 73 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 9 ページをお開きください。

議案第 73 号

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 6,630 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 567,182 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 4,104 千円、繰入金 2,526 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 940 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 5,690 千円を減額をするものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 9 ページの保険料納付金マイナス 410 万円についてお尋ねします。これも繰り返しこれまで同じような質問もしてまいりましたが、保険料の額、先程国保税の問題も医療費が伸びなくても負担が増えるんじゃないかということを、答弁はされませんでした。国のほうで算定をするというよ

うな感じのことを言われましたが違うんじゃないか私は思います。そういう点ではただ医療費の額によって400万円ほど少なくなったという点もあろうかと思いますが、これらの後期高齢者加入者の方々の人数や、また医療費の動向等についてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。今回補正致します保険料納付金410万4000円の減額につきましては、令和3年8月末現在の年間保険料額と2年度の実績などの伸び率から3年度の年間保険料額を見込んで算出をした結果、減額となるものでございます。

被保険者の状況につきましては令和2年度の平均で世羅町は3,743人、全人口に占める割合は23.7%という状況でございました。令和3年7月1日現在は3,701人と減少をしておりますが、全人口に占める割合は、同じく23.7%という状況でございます。広島県全体の被保険者数は令和2年度平均から現在にかけて微増の状況にあるという状況でございます。医療費の状況につきましても、1人当たり医療費は令和2年度は世羅町、減少しておりましたが、令和3年度現在は若干増加をしている状況でございます。県全体で見ましても、令和3年度微増の状況にあり、これは元年度なみの医療費がかかっている状況に現在なっております。コロナによる受診控えが減ってきたこと、またコロナ療養の診療報酬の上乗せなどが影響しているものと考えられます。今後も例年並みか、それを上回る医療費が予想されております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 73 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算(第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 74 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 10 ページをお開きください。

議案第 74 号

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,977 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,723,990 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 233 千円を増額し、支払基金交付金 112 千円、県支出金 274 千円、繰入金 2,824 千円を減額するものでございます。

歳出は、諸支出金 50 千円を増額し、総務費 144 千円、地域支援事業費 2,883 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 12ページの施設介護サービスの状況についてお尋ねをします。

12億円の予算を1520万円ですか、削減をするということですが、負担の大幅な引き上げが実施されてまだ日にちは浅いんですが、これらの影響が今後大きく負担能力との関係で出てくるんじゃないかというように思うんですが併せてお尋ねします。

2点目は、14ページの特定入所者介護サービス、先程のあれは1500万円減って一般財源が500万円減るということですが、こちらについては増えるわけですが、1000万増えて35%の一般財源が必要になっておりますが、これらの特定入所者の状況、人数等をお尋ねをいたします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それではまず12ページでございます。施設介護サービス給付費の状況でございます。減額としておりますが、こちらの状況でございますが、特定養護老人ホーム並びに老人保健施設の入所者に対する介護サービスの給付費でございます。

昨年同時期と比べまして、見込んでおった実績より少し下回っておる状況でございます。人数等の部分につきましては、現在手持ちのほうで持っておりませんが、入所者の人数ではなくて、それぞれ入所者ごとにサービスの内容が異なっておりますので、そちらの給付費の全体額が少し同時期と比べまして少ない状況であります。なお、下半期、今後につきましては昨年度の状況を見まして予算計上しております。それについても減額をしても、見込める状況ということで今回計上をさせていただいております。

続きまして15ページの特定入所者介護サービス費の状況でございます。先程負担額の改正ということもありましたが、福祉課のほうで把握しております状況で言いますと、上半期部分では、影響のほうは少ないと見込んでおります。現段階では。

なお、先程同様に、下半期の状況、またこのコロナ状況がなかなか読めない現状でもあります。昨年の状況、また直近の各施設ごとの状況も把握する中で、適正な運営に努めてまいりたいと考えております。特定入所者の状況につ

きましては増額としておりますが、失礼しました。少し併せてですね、人数のほうの手持ちのほう持っておりませんので人数の報告ができないわけなんです、利用状況につきましては当初予算、少しコロナの関係もありまして少なめに計上させていただいておりますが、上半期部分では想定よりも、コロナの状況があっても例年どおりの利用があったということで、少し下半期部分も含めてですね、1000万円の増額とさせていただいているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第74号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） は 原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案11ページをお開きください。

議案第75号

令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のと

おり提出する。

令和3年12月8日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ47千円を増額し、歳入歳出それぞれ56,405千円とするものでございます。

歳入は、繰入金47千円を増額し、歳出は、総務費47千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第75号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号) は 原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第76号 令和3年度世羅町上水道事業会計 補正予算(第2号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(升行真路) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(升行真路) 議案12ページをお開きください。

議案第 76 号

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 7,170 千円を増額し、収入 375,755 千円とし、収益的支出 8,782 千円を増額し、支出 448,491 千円とするものでございます。

収入は営業収益 1,295 千円、営業外収益 5,875 千円を増額し、支出は営業費用 8,843 千円を増額し、営業外費用 61 千円を減額するものでございます。

資本的収入 2,320 千円を減額し、収入 252,330 千円とし、資本的支出 5,234 千円を減額し、支出 305,916 千円とするものでございます。

収入は納付金 858 千円を増額し、負担金 3,178 千円を減額し、支出は企業債償還金 22 千円を増額し、建設改良費 5,256 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 76 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計 補正予算（第 2 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 77 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

▼【高橋議員：「議長、まだやるんですか。」】

○議長（米重典子） これが最後なので、継続してやろうと思いますけど。

▼【高橋議員：「昼は関係ないんじゃないね。」】

○議長（米重典子） 時間の具合にもよりますけれども、残り 1 項目なので。

▼【高橋議員：「（聞き取れない）時間関係なしじゃないですか、議事が。（聞き取れない）」】

○議長（米重典子） これから皆さんにお諮りしたほうがよろしいでしょうか。

▼【高橋議員：「当たり前ですよ。」】

○議長（米重典子） 申し訳ありません。本日はあと 1 議題ですので、進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔 「異議なし」の声 〕

では次回から昼休憩の入る前に皆さんに議事の進行についてお諮りさせていただくことになります。よろしくお願いたします。

上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（升行真路） 議案 13 ページをお開きください。

議案第 77 号

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入 13,079 千円を減額し、収入 204,032 千円とし、収益的支出 12,918 千円を減額し、支出 237,116 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 13,079 千円を減額し、支出は営業費用 12,917 千円、営業外費用 1 千円を減額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ 528 千円を増額し、収入支出それぞれ 220,294 千円とするものでございます。

収入は負担金 10,528 千円を増額し、補助金 10,000 千円を減額し、支出は企業債償還金 528 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 補助金についてお尋ねしたいと思いますが、資本的収入からの収益的収入支出のほうへ振り替えたという、その理由と言いますか、このことによってどのような会計になるんかわかりませんが、負担金について、一般会計からの負担金についてかなり増えるのは増えとるというように思うわけです、その理由、経緯をお尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） それでは4番矢山議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1000万円の国庫補助金を組み替えた経緯でございますが、こちらにつきましては、こちらの最初少しチェックが甘かったということございまして、先程少しご説明いたしました委託料のところ、ストックマネージメントの計画策定の入札残で1400万円減額をさせていただきましたが、本来であればこのストックマネージメントの計画策定による国庫補助金でございましたので、本来であればこちらに組んでなければいけなかったものを資本的収入及び支出のほうで歳入、組んでいたというところでございます。このストックマネージメント事業の関係がかなり減額になったところでございますが、補助金の

1000万円が動いた経緯については以上でございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それぞれの補助金が目的に応じて出されるわけですから、そこはきちんと当初においてですね、計上すべきものではないのでしょうか。こうして、そりゃまあ、そういう補助金の対象になる事業でないところへ財源として計上しとるとなるわけですからね、十分に気を付けてやられる必要が私はあるんじゃないかと。そのことによって先程1回目の質問でも言ったように、いくらでしたかね、一般会計繰入金も変わってきとるわけ、そりゃ、今のことだけが起因しとるわけじゃないんですが、変わってくることもあるわけですからね、そこはきちんとしたチェックと言いますか、されて提案をさせていただきたいと思います。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 4番 矢山議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘いただくとおりでございますして、本来であればきちっと支出をするところに対して国庫補助金を組むべきところをですね、確認不足ということで、今回このような補正をさせていただきましたことたいへんお詫びを申し上げます。以降につきましては、しっかりと精査をしてですね、予算組みというものに心がけていきたいと思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 77 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算
(第 2 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、12 月 16 日午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたします
ので、ご参集願います。

(起立・礼)

散 会 1 2 時 2 7 分